

第3章 地球環境問題への取組の推進

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムのもとで、利便性の向上を追求した生活をおくってきた。しかしながら、こうした私たちの日常生活は、一方で環境負荷を増大させ、今日問題となっている地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（熱帯林）の減少などの地

球環境問題の原因となっている。

国際社会において地球環境問題への取組は大きなテーマとして取り上げられ、世界レベルで様々な取組がなされているが、地球環境はむしろ深刻化してきている。

第1節 温室効果ガスの排出源対策の推進

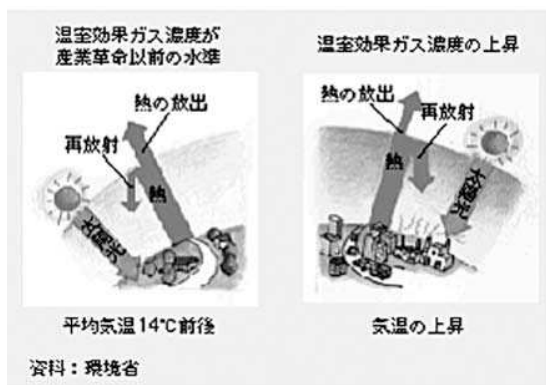
第1項 二酸化炭素の排出抑制対策

1 地球温暖化の概要

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー入射と地球からのエネルギー放射のバランスによって決定される。地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からは熱が放射されるが、大気に含まれる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を吸収し、再び地表に戻している（再放射）。これにより、地球上は、平均気温約14℃という生物の生存が可能な環境に保たれている。

ところが、産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量の二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになった。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきた。これにより、地球全体が温暖化している。



(2) 地球温暖化の影響

平成19年11月に公表された「気候変動に

関する政府間パネル（IPCC）」第4次評価報告書統合報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしている。また、1980年から1999年までに比べ、21世紀末（2090年～2099年）の平均気温の上昇は、経済、社会及び環境の持続可能性のために世界的な対策に重点が置かれ、地域間格差が縮小した社会では、約1.8（1.1～2.9）℃とする一方、高度経済成長が続く中で化石エネルギー源を重視した社会では約4.0（2.4～6.4）℃と予測している。

(3) 国際的な取組

平成4年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」の結果、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」及びその具体的な取組を示す「アジェンダ21」が採択され、その後、「気候変動に関する国際連合枠組条約」等の国際約束が合意された。条約の採択後、条約締約国会議が継続的に開催され、平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進各国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた「京都議定書」が採択された。京都議定書は、先進国が、平成20年～24年までの各年の温室効果ガス排出量の平均を基準年（平成2年）から削減される割合を定めており、日本は6%、アメリカは7%、EUは8%削減することとなっている。その後、平成13年11月にモロッコのマラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の具体的な運用方針が決定されたことにより、先

進国等の京都議定書締結に向けた環境が整い、平成14年6月に日本は京都議定書を締結した。その後、平成16年11月にロシアが締結したことにより、平成17年2月に京都議定書は発効された。その後も締約国会議が重ねられ、平成19年12月にインドネシアのバリ島で開催されたCOP13において、平成25年以降の温室効果ガス削減をめぐる国際交渉の道筋を定めた「バリ・ロードマップ」が採択された。

(4) 国の取組

平成2年10月に策定された「地球温暖化防止行動計画」で、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明らかにした。その後、地球サミットの成果を受け、新たな地球環境時代に対応した法制度を整備して環境問題解決のための政策手段を拡充するため、平成5年11月に「環境基本法」が制定されるなど、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが進められた。また、従来、地球温暖化防止行動計画をはじめ、地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年）、**地球温暖化対策推進大綱**（平成10、14年）を定めるなどして地球温暖化対策を推進してきたが、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、これらを引き継ぐ「**京都議定書目標達成計画**」を同年4月に策定した。なお、京都議定書目標達成計画は、京都議定書の第一約束期間（平成20年から平成24年）の前年である平成19年度に同計画の評価・見直しを行うこととなっていることから、平成18年10月から評価・見直し作業に入っている。

2 本県の削減目標と取組

本県においては、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、地域からの取組を積極的に展開していくこととし、平成5年3月に地球環境問題に関する基本姿勢や取組の方針を定めた「大分県地球環境保全基本方針」を、平成6年3月にこの基本方針を具体化するための「大分県地球環境保全行動計画」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、地球環境保全に向けた具体的な行動を推進してきた。平成17年2月の京都議定書の発効や国が同年4月に定めた「**京都議定書目標達成計画**」を踏まえ、平成18年3月に県民総参加で温室効果ガス削減に取り組むため「大分県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策、

エコエネルギー導入促進対策及び二酸化炭素の吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組んでいる。

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

平成18年3月に策定した大分県地球温暖化対策地域推進計画において、温室効果ガス排出量の約97%を占める二酸化炭素について、全国規模で削減を目指す産業・工業プロセス部門を除いて、二酸化炭素排出量が多く増加率の高い家庭、業務、運輸の各部門について、平成22年度までに平成14年度から、家庭部門で-6.3%、業務部門で-11.4%、運輸部門で-6.1%削減する目標を設定している。

(2) 県内の排出状況

平成17年度の県内における温室効果ガス排出量は、4,080万5千t-CO₂であり、基準年（平成2年度）比10.1%増、平成14年度比2.1%増、対前年度比2.5%増となっている。

前年度からの排出量の増加は、運輸部門からの排出量が減少した一方で、厳冬によって家庭、業務部門からの排出量が大きく伸びたこと、また、製造業における製造品出荷額の増加によって、産業部門からの排出量が伸びたことによるところが大きい。

また、削減目標を設定している3部門の二酸化炭素排出量は、平成14年度と比較すると、家庭部門で2.6%増、業務部門で12.3%増、運輸部門で0.9%増となっており、目標達成のためには、それぞれ-8.9%、-23.7%、-7%の排出削減が必要な状況にある。

なお、平成17年度の県内の温室効果ガス排出量は表1-1aから1-1dのとおりである。

(3) 二酸化炭素の排出抑制対策

ア CO₂ダイエット推進事業

平成18年度には、家庭部門及び運輸部門対策として、「チャレンジ！！CO₂ダイエット」を実施した。家庭において待機電力のカットなどの省エネに取り組み、前年に対する電気使用量の削減率を競った「チャレンジ！！地球環境家族」には134チームが参加し、電気使用量が合計で14,817kWh削減された。

また、自家用車や営業車においてエコドライブに取り組み、自動車の公表燃費に対する達成率を競った「チャレンジ！！エコドライブ」には106チームが参加し、ガソリン使用量（推計）が約3,135ℓ削減された。12月には「チャレンジ！！CO₂ダイエット」の成績上位10チームずつを表彰したほか、

表1-1 a 県内の温室効果ガス総排出量

	基準年	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2010 削減目標 (対02)	2005年増加率		
							対基準年	対02年度	対前年度
温室効果ガス総排出量	37,063	39,952	39,713	39,820	40,805	—	10.1%	2.1%	2.5%
二酸化炭素 (CO ₂)	35,683	38,899	38,683	38,787	39,880	—	11.8%	2.5%	2.8%
エネルギー転換部門(電力・ガス会社の自家消費量)	200	221	216	219	225	—	12.4%	1.9%	2.6%
産業部門(製造業、鉱業等)	28,197	30,278	30,290	30,388	31,299	*1	11.0%	3.4%	3.0%
家庭部門	1,198	1,356	1,232	1,273	1,391	-6.3%	16.2%	2.6%	9.3%
業務部門(オフィスビル、商業施設等)	875	1,136	1,048	1,156	1,275	-11.4%	45.8%	12.3%	10.4%
運輸部門(自動車、鉄道等)	2,223	2,725	2,798	2,768	2,749	-6.1%	23.7%	0.9%	-0.7%
廃棄物部門(廃棄物の焼却等)	168	221	232	219	174	—	3.9%	-21.3%	-20.5%
工業プロセス部門(セメント製造等)	2,785	2,925	2,832	2,730	2,729	*1	-2.0%	-6.7%	0.0%
その他(水道供給、下水処理)	39	38	36	34	37	—	-6.1%	-3.6%	7.3%
メタン(CH ₄)	365	271	269	269	255	—	-30.2%	-5.9%	-5.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	396	403	408	412	409	—	3.3%	1.4%	-0.7%
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	256	134	127	90	75	—	-70.6%	-43.9%	-16.3%
パーフルオロカーボン類(PFC)	161	150	145	176	105	—	-35.0%	-30.3%	-40.6%
六フッ化硫黄(SF ₆)	201	95	81	86	81	—	-59.6%	-14.6%	-5.7%

* 1 産業・工業プロセス部門については、地域毎の取組も重要であるが、全国規模で全社的に取り組む方が選り優れた対策を選択できることから、業界団体が削減目標を定めた自主行動計画によることとしている。
 ※ 「大分県温室効果ガス排出量算定システム」を用いた推計による
 ※ 基準年：CO₂、CH₄、N₂Oは1990年度、HFC、PFC、SF₆は1995年度

表1-1 b 県内の温室効果ガス総排出量の推移

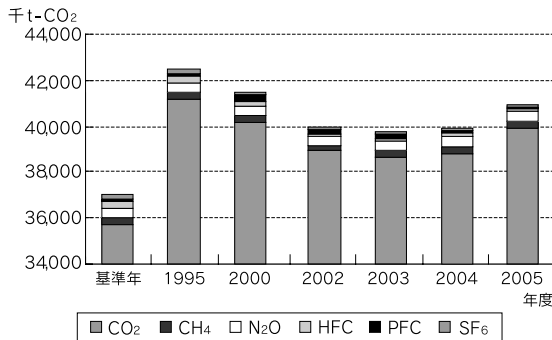


表1-1 c 二酸化炭素排出量の推移
(1990年=100とした指数表示)

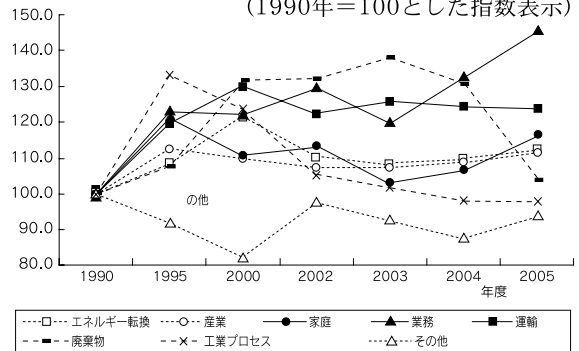


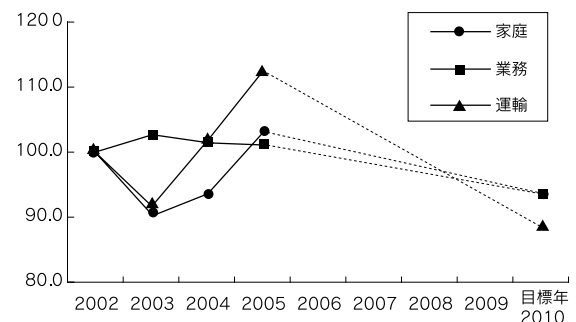
表1-1 d 目標を設定した3部門の削減割合と推移

	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	目標年 2010	目標との 乖離
家庭	100.0	90.9	93.9	102.6	93.7	8.9
業務	100.0	92.3	101.8	112.3	88.6	23.7
運輸	100.0	102.7	101.6	100.9	93.9	7.0

参加チームから寄せられた省エネやエコドライブなどの取組事例を紹介したパンフレットを作成し、普及啓発を行った。



チャレンジ!! CO₂ダイエット表彰式





取組事例パンフレット



省エネチェックシート

さらに、業務部門対策として、エコスタイルキャンペーン（冷房28度設定、暖房20度設定）、ノーマイカーデーの取組、アイドリングストップの徹底に取り組む「オフィスから始めるCO₂ダイエット」への参加を県下各地に呼びかけ、延べ1,057事業所の参加があった。

そのほか、地域の実情に応じた効果的な地球温暖化防止の取り組みを推進するため、「地球温暖化対策地域協議会」の設立支援を行い、6月に津久見市、中津市において設立されたほか、「大分県地球温暖化防止活動推進センター」及び「大分県地球温暖化防止活動推進員」151名と連携、協力し、地球温暖化対策に関する普及啓発のためのパネル展示やイベントでのブースの出展に取り組んだ。

平成19年度には、家庭部門対策として、具体的な取組事例を紹介した「省エネチェックシート」を配付することにより省エネ意識の普及啓発を行うとともに、地球温暖化対策地域協議会の設立を支援し、12月までに由布市、大分市、日田市、杵築市、豊後大野市で地域協議会が設立されている。

イ ストップ地球温暖化対策事業

平成19年度には、地球温暖化防止に対す



ストップ地球温暖化講演会

る県民意識の醸成を図るため、12月3日、4日に開催された第1回アジア・太平洋水サミットの関連事業としてノンフィクション作家の山根一真氏による「ストップ地球温暖化講演会」を開催し、約1,000人の参加があった。

また、業務部門対策として、温暖化の取り組みが進んでいる事業所等の代表者のメッセージを新聞に掲載する「ストップ地球



エコドライブ10のすすめ



エコオフィス推進チームによる啓発の様子

温暖化リレーメッセージ」を計16回行うほか、「エコオフィス推進チーム」を保健所ごとに14チーム組織し約200の事業者や団体を訪問して啓発を行うとともに、訪問した事業所等から優れた取組事例を収集し、優良事例集を作成し広報することとしている。

さらに、運輸部門対策として、エコドライブの推進及び公共交通機関の利用促進を行うためのラジオスポットを11月、12月に計82回放送したほか、エコドライブの方法を紹介した「エコドライブ10のすすめ」の配付を通じてエコドライブの普及啓発を行っている。また、トラック・バス・タクシーなどの営業車両を保有する事業者を対象としたエコドライブセミナーを開催することとしている。

今後も引き続き、地球温暖化防止に向けて県民運動となるよう施策を進めていく必要がある。

(4) 県庁内における地球温暖化防止の取組

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、「地球温

暖化対策の推進に関する法律」(平成10年制定)に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」(平成12年度策定)により、県庁内の温暖化対策に取り組んできたが、平成16年度をもって計画期間が終了したため、平成17年度からは新たに平成22年度を目標年度とし、平成16年度実績比5%を削減目標とした第2期計画に見直し、引き続き温暖化対策を推進した。

平成18年度における県庁からの温室効果ガス総排出量実績(表1-1e)は、平成16年度(基準年度)と比較して1.6%(854t-CO₂)の減少となっており、項目毎にみると、庁舎冷暖房用等燃料が21.4%(2,734t-CO₂)、電気が0.1%(19t-CO₂)の減少となっている反面、ガソリンは15.7%(804t-CO₂)の増加となっている。ガソリンの増加は、公用車の走行距離が増加したことが原因である。

また、県では、平成13年3月31日より、県庁舎屋上に出力20kwの太陽光発電設備を設置しているが、発電量及び二酸化炭素削減量については表1-1fのとおりである。

表1-1 e 平成18年度温室効果ガス総排出量実績

項 目 (単位)	基準年度数値 (平成16年度)	平成18年度 実 績	増 減 量 (増減率)	平成22年度 削 減 目 標
温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	51,804	50,950	△854 (△1.6%)	基準年度比 △5.0%
電 気(t-CO ₂)	30,907	30,888	△19 (△0.1%)	基準年度比 △6.1%
庁舎冷暖房用等燃料(t-CO ₂)	12,791	10,057	△2,734 (△21.4%)	基準年度比 △4.4%
ガソリン(t-CO ₂)	5,134	5,938	804 (15.7%)	基準年度比 △2.8%
そ の 他(t-CO ₂)	2,972	4,067	1,095 (36.8%)	
コピー用紙の使用量(千枚) (A4用紙換算)	104,245	109,576	5,331 (5.1%)	基準年度以下
水の使用量(千m ³)	1,209	1,107	△102 (△8.4%)	基準年度以下
可燃ごみの排出量(千kg)	1,160	1,134	△26 (△2.2%)	基準年度以下

表1-1 f 太陽光発電設備による発電量及びCO₂削減量

年 度	13	14	15	16	17	18
発生電力量 (kwh)	22,894	22,248	21,749	21,717	22,874	21,404
CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)	8,082	7,475	6,720	7,188	8,349	8,026

第2節 クリーンエネルギーランドの実現

第1項 エコエネルギー導入の推進

地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの排出の少ないエコエネルギーの導入に積極的に取り組むことが不可欠となっている。

エコエネルギーの導入によりエネルギー供給の安定化を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献する中で、エコエネルギー導入を核とした地域振興、産業振興等を図るため、各主体の責務、施策の基本方針等を規定した「大分県エコエネルギー導入促進条例」を平成15年3月に制定した。

小中学校に太陽光発電システムを設置する市町村に対する補助や、NPO法人との協働により県有施設に太陽光発電設備を県民共同発電所として設置するなどの支援を行うとともに、県有施設へのハイブリッド太陽灯の設置をすすめている。

また、菜の花から採取した菜種油や家庭からの

廃食油をバイオディーゼル燃料として再利用するおおいた菜の花エコプロジェクトをモデル地区（佐伯市）で実施している（平成17～19年度）。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編 表 エコエネルギーのとおり。

第2項 エコエネルギーの普及啓発

エコエネルギー導入の必要性を普及啓発するために、県民に対して国などの各種助成制度の情報提供やエコエネルギー導入を図る民間事業者等への支援を積極的に行った。また、エコエネルギーの導入を推進するNPO等との連携を通じ、エコエネルギーの普及啓発を図った。さらに、地熱エネルギーに関する理解を促進するために、県下の児童生徒を対象とした地熱発電所見学会を実施した。

第3節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

1 二酸化炭素の吸収源対策の推進

2003年から2012年までの10年間にわたる「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する国際約束の中で、そのうち3.9%（1,300万炭素トン）を、適切に整備等がなされた森林により二酸化炭素の吸収量で賄うことを目指すこととされた。

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を講じる施策

- (1) 健全な森林の整備
- (2) 保安林等の適切な管理・保全
- (3) 木材・木質バイオマス利用の推進

(4) 国民層参加の森林づくり

(5) 吸収量の報告・検証体制の強化

なお、2002年～2004年までを「第1ステップ」、2005年～2007年までを「第2ステップ」、2008年～2012年までを「第3ステップ」のステップに区分して対策を講じることとしている。

(1) 健全な森林の整備

・第1ステップ「02～04年」（表3a,b）

「緊急間伐5カ年対策（平成12年度～16年度）」等を策定し、森林の整備を行った。

表3a 造林面積

(単位:ha)

年次	総数	地種別				
		再造林			複層林	拡大造林
		総数	再造林	被害地造林		
平成13年	1,290	709	302	407	21	560
平成14年	1,041	515	224	291	23	503
平成15年(03年)	1,034	546	355	191	7	481
平成16年(04年)	816	415	369	46	11	390
平成17年(05年)	734	385	239	147	27	322
平成18年(06年)	652	496	219	277	31	125

表3b 間伐面積

(単位 : ha)

年 度	総 数	公共造林	そ の 他
平成13年度	12,044	8,036	4,008
平成14年度	12,057	7,991	4,066
平成15年度(03年度)	10,809	6,521	4,288
平成16年度(04年度)	9,054	7,681	1,373
平成17年度(05年度)	6,009	4,743	1,266
平成18年度(06年度)	7,376	4,909	2,467

表3c 間伐計画面積

(単位 : ha)

年 度	総 数		公共造林		そ の 他	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
平成17年度(05年度)	8,500	6,009	6,500	4,743	2,000	1,266
平成18年度(06年度)	8,500	7,376	6,500	4,909	2,000	2,467
平成19年度(07年度)	8,500		6,500		2,000	
計	25,500		19,500		6,000	

- ・第2ステップ「05～07年」(表3c)「緊急間伐5カ年対策」が平成16年度に終了したことから、引き続き「間伐等推進3

カ年計画」を策定し間伐を中心とした森林の整備を推進する。

第4節 オゾン層保護等の対策の推進

第1項 フロン等オゾン層破壊物質の排出抑制対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年(1985年)に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年(1987年)にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下「オゾン層保護法」という。)を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

また、過去に生産されたオゾン層破壊物質の回収・再利用・破壊が重要な課題となっていたことから、その促進を図るため、国においては、平成6年に関係18省庁からなる「オゾン層保護対策推進会議」を設置するとともに、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」等の事業が実施されてき

た。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律(フロン回収破壊法)」が施行され、平成14年4月1日より業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)、平成14年10月1日より使用済自動車のエアコン(第二種特定製品)のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成18年6月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度(フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度)が導入されることとなった。平成19年10月1日に施行される。

第2項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

(1) 本県の状況

本県では、平成6年度に環境庁の委託を受け、

「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロン回収・再利用等の実態を調査するとともに、回収・再利用等に関するシステム構築のための課題等を明らかにした。

また、同年8月には、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係68団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成7年度及び8年度は、フロン回収を行う市町村、一部事務組合が回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下20カ所に補助を行ったことから、県下の全ての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

続いて、平成9年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、市町村、一部事務組合等により回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フロンの回収・破壊を推進してきている。また、平成10年度は、カーエアコン等の業界による自主的な回収、破壊が開始されている。

(2) フロン回収破壊法による回収対策

フロン回収破壊法による回収業者等の知事登録件数は、平成18年度末には、第一種特定製品からフロン類を回収する業者（第一種フロン類回収業者）が290件、また自動車リサイクル法移行後の第二種特定製品からフロン類を回収する業者（第二種フロン類回収業者）が322件となっており、各特定製品から回収を実施している。

第3項 酸性雨対策

1 概況

近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化やオゾン層の破壊とともに酸性雨が取り上げられ、これらの問題の解決に向けた種々の取組みがなされている。

酸性雨とは、石油や石炭などの化石燃料が燃焼した際、二酸化硫黄や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中に放出され、これらが大気中で硫酸や硝酸に変化した後、これらの酸が雲や雨にとりこまれて雨が酸性化するもので、通常pH（水素イオン濃度のことであり、7が中性、7を超える場合はアルカリ性、7未満は酸性である。）が5.6以下になった雨を「酸性雨」という。

酸性雨は欧米を中心に土壌や河川、湖沼の酸性化による生態系の変化、森林の衰退等の問題を引き起こしており、わが国においても、関東・

中部地方の森林衰退等の報告がある。

これらの報告が直接に酸性雨（大気汚染）によるものであるとは断定できないが、その複合作用であろうと考えられており、メカニズムの解明や対策の実施が課題となっている。そのため環境省では、我が国における酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度から酸性雨モニタリング調査等の酸性雨対策調査を実施している。

また酸性雨は、その解決のために関係国が協力してこの問題に取り組む必要があることから、平成13年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働し、げんざい、日本、中国、韓国等13か国が参加し、参加各国の連携により東アジア地域全体での酸性雨モニタリング調査等が行われている。

環境省が酸性雨の測定を行っている地点は全国に30カ所あり、平成17年度はpHが4.47～4.88であった。

2 酸性雨対策調査結果

本県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意していく必要がある。

本県では、衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度に酸性雨調査を開始しており、平成6年度からは、環境省の委託を受けて竹田市において、国設酸性雨測定局での調査を行っている。

これら調査地点の雨水のpHの年平均値は、18年度には衛生環境研究センター（大分市）で4.58、日田林業試験場（日田市）4.66及び国設久住酸性雨測定所（竹田市）4.73であり、環境省が行っている全国調査の結果とほぼ同様の数値である。

なお、過去5年間では、表4-3のとおりpHが4.53～4.73の値で変動している。

表4-3 酸性雨測定局における調査結果(pH)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
大分市	4.60	4.53	4.63	4.68	4.58
日田市	4.61	4.68	4.73	4.67	4.66
竹田市	4.67	4.56	4.65	4.63	4.73